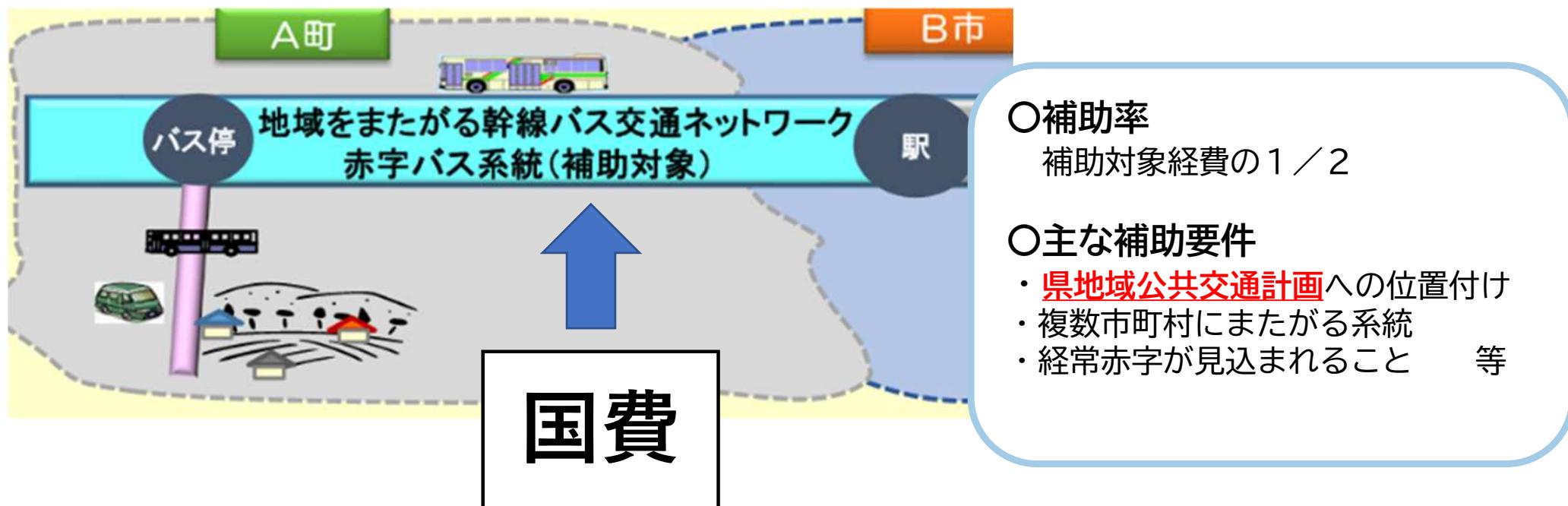


知多バス半田常滑線 令和7年度生活交通確保事業について

1 趣旨

常滑市、半田市をまたがり両市民の交通手段になっている、知多バス半田常滑線が維持されるための、国費申請が行われている状況について御説明します。

2 国費（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について



3 愛知県地域公共交通計画での位置づけ（1）

「愛知県地域公共交通計画2024年度～2026年度※ 素案」
「Ⅲ将来像と基本方針 3目指すべき公共交通ネットワーク」より

とを目指していきます。

■ 公共交通のネットワーク構成

	想定される移動	維持・充実の考え方
広域交通	①国内外各地との往来（空港、新幹線へ／からの交通）	・広域交通を担う鉄道事業に対して、官民連携により維持・充実
	②岐阜県との往来（尾張地域）	・リニア中央新幹線の開業に伴う交流人口の増加を見据えたサービス向上を推進
	③三重県との往来（尾張地域・東三河地域）	・中部国際空港、県営名古屋空港を活用した国内外との接続性の確保
	④静岡県との往来（東三河地域）	
	⑤長野県との往来（東三河地域）	
市町村間交通	①尾張地域郊外部の環状移動	・将来にわたる鉄道、路線バス等を中心とした県内主要拠点間の交通の維持・充実
	②西三河地域西部の環状移動	
	③知多半島・渥美半島の移動	
	④西三河地域、東三河地域の山間部の移動	
	⑤尾張地域、西三河地域の広域交通の無い地域の移動	

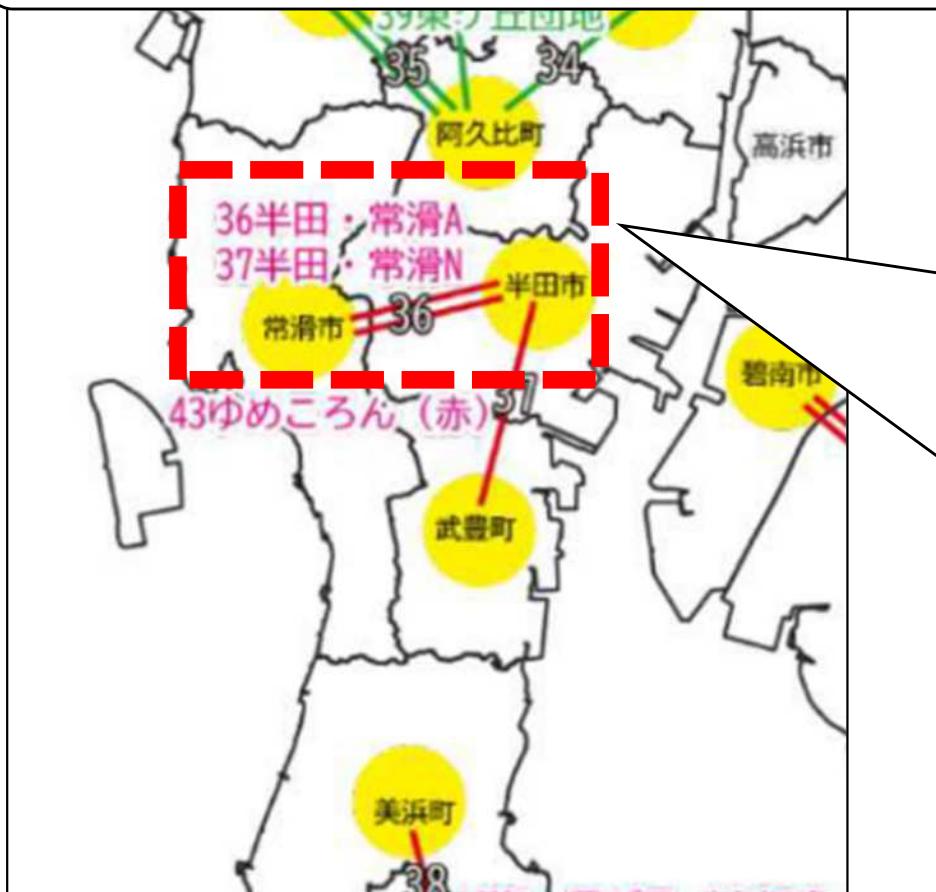


※「愛知県地域公共交通計画2024年度～2026年度 素案」について

「あいち交通ビジョン」（取組期間：2022～2026）の個別計画として、交通分野で取り組む施策の方向性を示すと共に、交通にかかわる関係者の役割分担と連携の下、県の施策を位置付けるもので、令和6年6月に策定予定。

3 愛知県地域公共交通計画での位置づけ（2）

「愛知県地域公共交通計画2024年度～2026年度 素案」
「V計画の進捗に向けて 3 計画の進捗評価」より



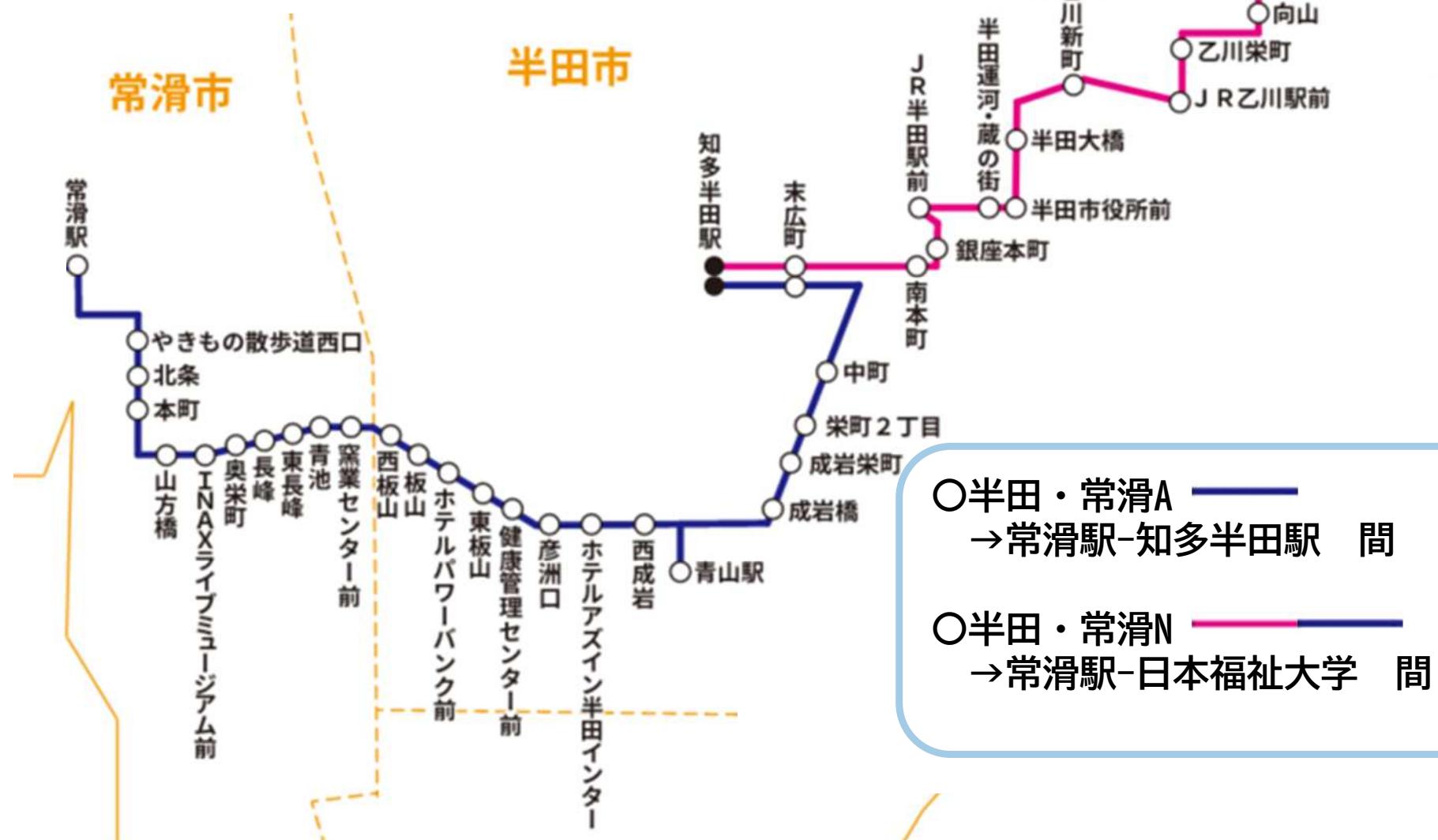
○半田・常滑A
→常滑駅-知多半田駅 間

○半田・常滑N
→常滑駅-日本福祉大学 間

「地域間幹線系統の補助を適切に維持していくことで、繋がる市町村の維持を目指します。」とされており、この2つの系統について明記されています。

参考 知多バス 半田・常滑線

知多バス ホームページより



4 国費交付申請までの流れ

① (市→県) 生活交通確保計画の提出

- ※ 半田常滑線の運行距離が長い半田市が提出
- ※ 令和6年度は4月26日が提出期限

② (県) 県地域公共交通計画への位置付け

③ (県→国) 県地域公共交通の認定の申請

- ※ 每年6月30日が提出期限
- ※ 次年度（10月1日～翌年9月30日が本事務の会計年度）分の国費申請

④ (国) 地域公共交通計画の認定

⑤ (補助対象事業者→国) 交付申請

- ※ 每年11月30日が提出期限

⑥ (国) 交付決定及び額の確定

⑦ (補助対象事業者→国) 補助金の請求

5 生活交通確保計画への記載事項

- 一 運行系統の公共交通における位置付け・役割
- 二 必要性
- 三 運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

6 生活交通確保計画

令和7年度 半田・常滑(A)線に係る生活交通確保計画

1. 輸送サービスの範囲

(1) 利用対象地域

半田市中部・南西部地域、常滑市南東部・西部地域

(2) 利用数（現在：令和6年度（見込））

令和5年度：75,448人

令和6年度（見込）：80,000人

インバウンド回復による利用者増加を見込み

(3) 路線の特性及び利用者の特徴

・知多半田駅・青山駅・常滑駅への通勤・通学者

・沿線の愛知県立半田特別支援学校、常滑西小学校への通学

(4) 路線の必要性

・半田市中心市街地と常滑市中心市街地を結ぶ地域間幹線系統であり、沿線の学校や主要駅等への移動手段として利用されている。

また、半田市内の青山駅や知多半田駅、常滑市内の常滑駅において、コミュニティバス（地域内フィーダー路線等）に接続しており、乗り継ぎにより、地域内の病院や店舗、スーパーなどへの移動手段など地域住民の日常生活における移動手段を確保するために必要である。

2. 輸送サービスの形態

・民営バス事業者運行による乗合バス（路線定期運行）

3. 輸送サービスの水準

区分	系統名	運行系統			系統 キロ程	関係市町村キロ程	1日当たり 計画運行回数	運行時間帯	備考
		起点	主な経由地	終点					
計画 (R6.10)	半田・常滑（A）線	知多半田駅	青山駅前	常滑駅	往 12.0 復 12.0	半田市 往 6.5 復 6.5 常滑市 往 5.5 復 5.5	8.9	8:15 ~ 19:25	

4. 輸送サービスの提供主体及びその理由

知多乗合株式会社：自主路線として運行しており、半田・常滑（D）線、半田・常滑（N）線と補完して、利用者の利便を図っているため。

詳細 別紙

生活交通確保計画に記載 → 県の計画への位置付け
→国費の要件を充足

7 (参考) 関連資料 (1)

○地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱 (抜粋)

(定義等)

第2条 この要綱において 次に掲げる用語の定義は 当該各号に定めるところによる。

- 一 「**生活交通確保維持改善計画**」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる**協議会**（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、**地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する**地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等**移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画**をいう。
- 二 「**地域公共交通確保維持事業**」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に**最適な交通手段を確保・維持**するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は**生活交通確保維持改善計画**（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて**実施される事業**をいう。

三～十二 略

(協議会)

第3条 略

- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会 以（下「**活性化法法定協議会**」という）にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する**都道府県及び市区町村**がともに参加すること。

(地域公共交通計画)

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る**地域公共交通確保維持事業**（以下この条において単に「**地域公共交通確保維持事業**」という）を行う場合は、**地域公共交通計画**に、当該地域公共交通計画の計画期間内における**次に掲げる事項について具体的に記載**するものとする。ただし、次条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を**確保・維持する運行系統**の地域の公共交通における**位置付け・役割**
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の**必要性**
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する**運行系統に係る事業及び実施主体の概要**
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の**利用者数、収支、費用**に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の**定量的な目標・効果及びその評価手法**

2～6 略

7 (参考) 関連資料（2）

○地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（抜粋）

（地域公共交通計画の認定の申請）

第8条 活性化法法定協議会は、本節の**補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。**

2 前項の認定の申請は、様式第1－1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、**補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日**（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）**までに大臣に提出**して行うものとする。

3～4 略

○令和6年3月8日付愛知県公共交通協議会会長（愛知県都市・交通局長）事務連絡「地域間幹線系統への位置付け申し出路線に係る生活交通確保計画の作成について」

かがみ文（抜粋）

令和6年6月に策定予定の「愛知県地域公共交通計画」において、令和7年度地域間幹線系統への位置付ける路線について、国の補助を受け路線の維持・確保を図る必要がある場合は、下記により「生活交通確保計画」の提出をお願いします。